

令和4年4月1日
(2022年)

各 位

建設総務課

課税事業者届出書の廃止について（お知らせ）

和歌山市の建設工事等に係る、契約締結時に提出を必要としている「課税事業者届出書」について、落札業者からの提出書類の削減のため、次のとおり変更しますのでお知らせします。

1 変更内容

消費税の課税事業者であることを確認するため「課税事業者届出書」の提出を**不要**とする。

	令和4年3月までの契約	令和4年4月以降の契約
課税事業者	課税事業者届出書が必要	課税事業者届出書が 不要
免税事業者	免税事業者届出書が必要	免税事業者届出書が必要

2 実施時期

令和4年4月1日以降の契約分から実施する。

3 注意事項

免税事業者届出書は引き続き提出が必要となります。

提出がない場合は、課税事業者として手続きを行いますのでご注意ください。